

特に定めた条項

1 前金払

契約金額が 200 万円以上の場合は、契約金額の 4 割以内の前払金を支払う。

2 中間前金払

- (1) 中間前払金の額は、契約金額に 10 分の 2 の割合を乗じて得た額以内とする。
- (2) 中間前払金は、工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施するものとされている作業が行われ、その進捗において要した経費が契約金額の 2 分の 1 以上に相当するものでなければ支払請求をすることができない。
- (3) 中間前払金を請求する前に契約金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、契約金額に 10 分の 6 の割合を乗じて得た額以内とする。
- (4) 中間前払金を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。

3 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に部分払を請求することができる。